

令和7年1月14日

環境経済委員会

観光・シティプロモーション課

令和6年（行ウ）第31号借地権設定契約締結差止等請求事件について

1 趣 旨

浜松市が実施する弁天島海浜公園再整備事業に対し、借地権設定契約締結の差止めを求め訴状が提出されたことについて報告するもの。

2 訴状の概要

- (1) 事業地 浜松市中央区舞阪町弁天島 3775 番地の 2 外
- (2) 原 告 A氏（住民）
- (3) 被 告 浜松市長 中野 祐介

3 原告の請求趣旨

- (1) 被告は、弁天島海浜公園再整備事業共同事業体（代表者：株式会社呉竹荘、構成員：株式会社 KTS ホスピタリティ、東海ビル管理株式会社、株式会社東海まちづくり研究所、株式会社東海トラベル）との間で、弁天島海浜公園再整備事業に係る事業用定期借地権設定契約を締結してはならない。
- (2) 被告は、弁天島海浜公園が都市公園であることを確認し、都市公園として原状回復させなければならない。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 経 緯

- ・令和6年9月11日 監査事務局が住民監査請求書を収受（請求人：原告）
- ・令和6年9月30日 市長名にて意見書提出
- ・令和6年10月17日 口頭意見陳述を実施
- ・令和6年11月5日 監査結果（棄却）を請求人に通知（11月6日送達）
- ・令和6年12月26日 令和6年12月6日付け「訴状」を受理

5 口頭弁論期日

第1回口頭弁論 令和7年2月6日（木）

6 今後の対応

都市公園所管の公園課とともに政策法務課と調整のうえ、答弁書提出期限の令和7年1月30日までに答弁書を作成・提出する。